

第六回 参議院郵政委員会會議録第四号

昭和二十四年十一月十八日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○郵便物運送委託法案(内閣提出)

午後一時四十一分開会

○委員長(山田佐一君) それでは只今から開会いたします。委員外の小林君から発言を求められています。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議ないことを認めます。

○委員外議員(小林勝馬君) 日通の内容を書いたものを頂戴いたしました。が、この内容のうち、事業収入、いわゆる昭和二十三年年度の契約金額は五億七千幾らというふうに相成つておりますが、この実際に拂つた金額はどの程度であるか、それから、単価と申しますか。実際の点でどの程度で向うが経営が成り立っているか。いわゆる利益と申しますか。そういう点が分りましたら、一応御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(浦島喜久衛君) 日本郵便通達会社の二十三年度におきます契約金額は、お手許に資料が差上げられております通り、五億七千六百六十五万四千円は、実際に二十三年度中にこの日本郵便通達会社に契約成つて支拂われした金でございます。向この請負料の支給の算定内容でございますが、これは郵便車、郵便自動車、の車の大さによつて違ひますが、一般の貨

物自動車によります貨物運賃の公定価に準拠いたしまして支給をいたしてあるのであります。たとえて申しますと、四トン車、一番大型車でありまして、これが一車につきまして三千二百五十円の支給算定になつております。向、会社の収益関係でございますが、これは大体利益としまして配当いたします配当率は、各年度によつて違ひるのでございますが、大体四分から六分の間で配当されておる次第であります。以上お答えいたします。

○委員外議員(小林勝馬君) 次に、郵便物運送委託法案の質疑を續けて行きたいと思ひますが、先般の質問に就いて質問申し上げます。

第八條におきまして、あらゆる交通機関を委託することができるといふふうに相成つておりますが、最近政府当局でも考へておられるように、講和條約が結ばれるというのを前提として考へるならば、航空関係をここにに入れて置かなければならぬのが、航空関係はどういうわけでここで除外してあるか、その点を御説明願いたい。

○政府委員(浦島喜久衛君) 御承知のように先の戦争によりまして、我が国はボツダム宣言を受諾いたしました。従ひまして降伏條件としましては、我が国に武器が許されなかつたことになつたのであります。従つて我が国の航空事業は禁止されておるわけであります。勿論これは航空機製作等におきましてもそうでございますが、従ひまして現在

在の我が国の状態におきましては、航空機を利用して郵便物を運送するといふ可能性もないわけでございます。この法案におきましては、航空機による運送を明記してないものであります。ただ将来の情勢によりましては、改めて又その時期に参りますれば、これ又別問題であると思ひます。今日の情勢においては許されておられないので、書いておりません。

○委員外議員(小林勝馬君) 次に、同八條の第五項におきまして、緊急止むを得ない場合は即時やられるように相成つておりますが、その次におきましては、三十日を下らない範囲でその実施に必要な準備期間を置かなければならぬ。といふふうに、一方では急ぐ場合は即時でもよい、そうして一方においては三十日と相當に離れておるが、それ程の期間を何故に必要とするか、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(浦島喜久衛君) 郵政大臣が郵便物の運送の要求をしますその内容につきましては、第二節でずつと挙げてございまして、従ひまして例へば郵便車の供給を要求する場合におきましては、この運送業者におきまして、鉄道なんかにおきまして相當準備をいたさなければならぬわけでありまして、又自動車に例を取りまして同じことを言えるわけでありまして、従ひまして三十日の猶予期間を設けておるわけでありまして、併し何と言ひましても、緊急にどうしても臨時に従来の運送によつてできない場合に、緊急に何か運

送業者に特殊な要求をしなければならぬといふ場合には、これは例外として即時にできるといふことにしてあるわけでございます。

○委員外議員(小林勝馬君) 次に第九條の第四項におきまして、車両の台枠が木造のものであるときは、緊急やむを得ない場合を除くの外云々といふふうに書いてありますが、郵便車を製造して輸送する場合において緊急止むを得ないといふことはあり得ないので、初めから木造車を造らなければならぬのであつて、どうしてこれは緊急止むを得ない場合であるか、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(浦島喜久衛君) 郵便車を汽車に連結します場合に、多くは現在におきましては鋼鉄車であるわけでありまして、従ひまして万一事故等がありまして、鋼鉄車の間に木造の郵便車がありまして、自然郵便車がその間に挟まりまして壊れまして、不測な障害が生ずるということがあるわけでありまして、そのような意味からいたしまして、第四項におきまして、原則としてやはり台枠が木造であるものについては車両と車両の間には連結をしてはならないといふことがあるわけでありまして、併しながら輸送上特にこの郵便車を連結します場合に、たゞ、鋼鉄側の事情におきまして、その現場に鋼鉄車がないという場合があるわけでありまして、そういう場合にも、やはりこの郵便物は運送されなければならぬのでありますので、そういう止むを得ない

場合には、止むを得ない事情があつて木造車を連結しなければならぬといふ事情がありまして、この場合は、やはり止むを得ませんので、そういう場合には木造車を連結してもよいといふことになつておるのであります。併し郵便車におきましては、やはりこの危険を防止する意味におきまして、鋼鉄車にするといふことはこれは當然なことでありまして、併しながら戦前からまだこの木造車の分が相当残つておるわけでありまして、どういたしましてこの郵便車の関係で木造車を連結せざるを得ないという場合があるもので、こういうことにいたしましたのであります。

○委員外議員(小林勝馬君) 次に、十條におきまして「停車場構内の建物、機器又は通信設備を郵政省の使用に供し、これに必要な電力を供給しなればならぬ」と、これは無料供給させるのか、それとも代金を支拂うのか。十五條におきまして補償金を拂うといふふうに相成つておりますが、この補償金を拂うのかどうか。その補償金を拂うとすれば、どの程度の範囲内で拂うのか。御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(浦島喜久衛君) 勿論この第十一條に書いてございしますように、停車場構内の建物、或いは機器、通信施設等の土地建物の要求につきましては、これは第十五條のいわゆる損失補償がございまして、決して無料であるといふ建前ではないのであります。従ひまして第十五條によりまして、適當

に通常考えられるところの金額が補償されるということになるわけであります。

○委員外議員(小林勝馬君) この十一條の私の聞かんとするところは、鉄道用地とか、プラットホームなどを使う場合にも、その補償金を拂うのかどうかというのを聞いておるので、無料かどうかというのを聞いておるのであります。

○政府委員(浦島喜久衛君) 例えて申しますと、この郵便車を列車に連結しまして、そこで郵便物を積卸すということ、これは当然運送料金の方に大體原則として考えられるわけであります。これは鉄道用地とか、建物は、郵便物の積換えのために、構内に郵便事務室を作るとした場合に、それに必要な土地建物を供給して貰う。こういう建前のものであります。

○委員外議員(小林勝馬君) これは大したあれじやないのですが、十六條に見られる以外に、諸所方々に書いてありますが、「運送等」という字を沢山使つてありますが、これはどういう意味の「等」であるのか、その「等」を御説明願いたい。それから第十七條で「証明書を所持する者以外の者又は物をのせてはならない」という、この「物」という限度を御説明願いたい。

○政府委員(浦島喜久衛君) この「運送等」とございましては、この郵便物運送委託法案で運送を委託します内容は取集、いわゆる集集、それから局間の局と局との間を郵便物を送り出すことを、郵政省で専門的に運送する、という言葉を使つておるのでありますが、この運送、それから局から各受取人に配達します配達、この三つがあるわけ

であります。この取集も配達も運送も、全体としてやはりこの運送の概念に入るわけであります。併し運送という言葉は郵政省だけの専門的な言葉でありまして、法律用語として不適当であります。いわゆる運送のことを、この法律におきましてやはり運送という言葉を使つておるわけでありまして、従つて取集、運送、配達を総称して運送とも言うのであります。運送のみを運送とも言いますので、そこに非常に誤解が起りますので、運送という言葉を使つたわけでございます。それから十七條の「物」につきましては、例えに現に郵便物輸送の用に供する物、これは郵便袋とか、それから郵便に非常に必要な用品でございます。そういう物は乗せてよいということでございます。

○委員外議員(小林勝馬君) そこがちよつと問題になるので、業務員の宿直とか、いろいろな関係があるので多少業務員の物は乗せてよいのかどうか、そこを聞いておるのです。

○政府委員(浦島喜久衛君) 業務員と言ひましても、例えば業務員が仕事をします場合に必要ない紙類とか、それから筆墨類等を入れて行きます。それがございまして、これは郵便業務用の物ということになるのでございまして、併し業務員の私物に属する物はいいけないということになるのでございまして。

○委員外議員(小林勝馬君) それは多少無理があるのではないかと、思うのは、今業務員が例えば九州線におきまして、門司から鹿児島まで行つて、向うで飯も食わなければならぬし、いろいろな関係もあるし、向うで泊ることもある。衣類の少々乃至は食

際に米も持つて行かなければならぬ。何も乗せて行つてはいけないという結果になると思ひますが、そういう点を伺ひたい。

○政府委員(浦島喜久衛君) その点は解釈の問題だと思ひますが、さういふに業務員の私物でも仕事に必要な私物は差支えない。仕事上絶対に必要な私物はこれは差支えないという解釈であります。

○委員外議員(小林勝馬君) 大體以上で私の質問を終わります。

○委員外議員(山田佐一君) 外に御質疑が御座います。御異議なしと認めます。

○委員外議員(山田佐一君) 御異議なしと認めます。これより討論に入ります。向、修正意見が御座います。修正意見を明らかにして修正意見をお述べを願ひと存じます。

○渡邊基吉君 本法案をより完全にするために、次の修正意見を提出いたします。即ち第一が、第五條第三項を次のように改める。

4 第二項の補償金の額に不服のある者は、訴をもつて増額を請求することが出来る。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

第三に、附則第二項の次に次の但書を加える。

但し、この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○委員外議員(山田佐一君) 別に御質疑もありません。討論は終結したことにいたして御異議ございませんか。

○委員外議員(山田佐一君) それでは郵便物運送委託法案について採決をいたします。

て予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ひことに御異議ございませんか。

○委員外議員(山田佐一君) 御異議なしと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方に順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
奥主一郎 渡邊基吉 中村正雄
○委員外議員(山田佐一君) 御署名はこれと認めます。

午後二時二分散會
出席者は左の通り。

委員 山田 佐一君
渡邊 基吉君
奥主 一郎君
中村 正雄君
委員外議員 小林 勝馬君
國務大臣 小澤 重喜君
郵政大臣 小澤 重喜君
電氣通信大臣 小澤 重喜君
政府委員 郵政事務次官 吉田 安君
郵政事務官 浦島 喜久衛君
(郵務局長)